

# 日置市から企業立地に対する優遇制度

## 1 補助金

### ① 日置市工場等立地促進補助金

補助要件	補助内容
(1)対象業種 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ソフトウェア業、研究開発施設 <u>※道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、市有地及び土地開発公社所有の土地を取得または賃貸した場合に限る。</u>	・設備投資額に10分の1を乗じて得た額。 (用地取得費も含む。)  ・ <b>限度額 3,000万円</b>
(2)補助要件 ①新規雇用 <b>10人以上</b> ※市内企業の増設移転については <b>5人以上</b> ②用地取得(賃貸も含む。)後 <b>3年以内操業</b> ※増設移転の場合制限なし。 ③設備投資額 <b>1,000万円以上</b> ④ <b>市との立地協定</b>	※増設移転で、5人以上10人未満の場合 ・ <b>限度額 1,500万円</b>

### ② 日置市企業安定雇用創出補助金

(1)対象業種 日置市工場等立地促進補助金に同じ	・補助額 新規雇用数×30万円
(2)補助要件 ①市内での工場の新増移設 ②新規雇用者 <b>3人以上(うち1人以上は市内に住所を有する者であること)</b> ③新規雇用者は <b>操業から6箇月以内に雇用し、6箇月以上雇用続けた者。</b>	・ <b>限度額 750万円</b>

## 2 固定資産税の減免等

### ○過疎地域・・・日置市のうち、旧伊集院町を除く市内全域

対象業種	設備等の取得価格	課税免除等
製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	500万円以上(資本金額等5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金額等5,000万超～1億円以下) 2,000万円以上(資本金額等1億円超)	課税免除(3年間)

### ○半島振興対策実施地域・・・日置市内全域

対象業種	設備等の取得価格	課税免除等
製造業、旅館業、情報サービス業等、コールセンター業、農林水産物等販売業	500万円以上(資本金額等1,000万円以下) 1,000万円以上(資本金額等1,000万超～5,000万円以下) 2,000万円以上(資本金額等5,000万円超)	不均一課税(3年間) 初年度0.14/100 2年度0.35/100 3年度0.7/100

### ○地域再生法における地方活力向上地域

対象業種	要件	課税免除等
業種は問わない。	①地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者 ②1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上)	移転型 課税免除(3年間) 拡充型 不均一課税(3年間)

### ○地域未来投資促進法における

対象業種	要件	課税免除等
業種は問わない。	①地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業所 ②土地、建物の取得価格の合計が1億円超(農林水産関連業種は5,000万円以上)	課税免除(3年間)

連絡先 日置市総務企画部商工観光課企業誘致係

電話099-248-9409 メールkigy@ciyt.hioki.lg.jp